

ロシア連邦政府決定

2024年3月27日付

第380号

モスクワ

経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための  
発明、実用新案および工業意匠の使用問題に関する小委員会について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 以下の添付文書を承認する：

経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための発明、実用新案および工業意匠の使用問題に関する小委員会についての規程；

経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための発明、実用新案および工業意匠の使用問題に関する小委員会による、発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うことに関する決定作成の規則；

ロシア連邦政府の諸文書に加えられる変更。

2. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第299号「発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意なく使用する決定を採択した際に支払われる補償額の決定およびその支払方法第2項の改正について」（ロシア連邦法令集、2022、No.11、掲載番号1693）を失効したものと認める。

3. 本決定はその公布日から発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2024年3月27日付  
ロシア連邦政府決定第380号により  
承認

経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための発明、実用新案  
および工業意匠の使用問題に関する小委員会に関する  
規程

1. 本規定は、2024年2月15日付ロシア連邦大統領令第122号「ロシア連邦の経済安全保障のための発明、実用新案および工業意匠の使用に関する決定の採択手順の改善について」にしたがって設置された経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための発明、実用新案および工業意匠の使用問題に関する小委員会（以下、小委員会）の活動を行う手順を定めるものである。

2. 小委員会はその活動においてロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦法、ロシア連邦大統領文書、ロシア連邦政府文書および本規程にしたがうものとする。

3. 小委員会の任務は以下の通りとする：

a) 発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うという、ロシア法人（その定款（拠出）資本へのロシア連邦、ロシア連邦構成主体、ロシア連邦の自治体および（または）市民の直接的または間接的（第三者経由）出資比率が75%以上のもの）の申請書（以下、申請書）の検討；

b) 発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うという決定（以下、知的活動の成果の利用に関する決定）の作成。

4. 知的活動の成果の利用に関する決定作成のために、小委員会は以下の機能を遂行する：

a) ロシア連邦経済発展省（以下、管轄機関）が提出した申請書を検討する；

b) 管轄機関が提出した連邦行政機関の結論書を検討する；

c) 申請書を支持できるか否かの決定を下す；

d) 発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うという、国家の防衛および安全保障に係わる切実な必要がある場合にロシア連邦民法第1360条にもとづいてロシア連邦政府によって採択されるべきロシア連邦政府の決定の草案を検討する；

e) 必要であれば、本規程第3項 a) 号に示された法人に、小委員会に提出される文書の形式によるものを含め、勧告書を提出する；

f) ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の決定により小委員会に付与されたその他の機能を遂行する。

5. 小委員会の構成はロシア連邦政府によって承認される。

小委員会を率いるのは、ロシア連邦経済発展大臣である委員長であり、同人が小委員会の活動を指揮する。

小委員会の構成メンバーには管轄機関の代表者（小委員会副委員長）、ロシア連邦産業商業省、連邦反独占庁、特許庁の代表者で、それぞれの連邦行政権力機関の副長以上の役職にある者が入る。

小委員会の会議には関連する部門の連邦行政権力機関の代表者で、それぞれの連邦行政権力機関の副長以上の役職にある者を招いてもよい。

6. 小委員会の会議を開催する旨の決定は小委員会委員長またはその指示により小委員会副委員長が下す。小委員会の会議は必要に応じて開催する。

知的活動の成果の活用に関する決定を小委員会が作成する旨の提案は管轄機関が行うものとする。

7. 小委員会の会議は小委員会委員長またはその指示により小委員会副委員長が開催するものとする。小委員会委員は自らの権限を他の者に移譲することはできない。

小委員会の会議は小委員会委員の半数超が出席した場合に法的に有効とみなされる。小委員会委員は会議を欠席する場合、審議される議題に関して書面で意見を述べ、それを管轄機関に提出するものとする。

8. 小委員会の決定は投票を行って小委員会委員の単純多数決によって採択される（欠席した小委員会委員の書面で述べられた意見も計算に入れる）。

小委員会の会議で採択された決定は会議の実施日から10労働日以内に議事録にまとめられて、小委員会の会議で議長を務めた者が署名し、署名日から5労働日以内に経済発展・統合政府委員会委員長による承認のために送付される。

小委員会委員は、採択された決定に同意しない場合、3労働日以内に自分の意見を書面で述べることができ、その意見は小委員会会議議事録に添付される。

可否同数の場合は、小委員会の会議で議長を務めた者の票が可否を決するものとする。

9. 小委員会は書面投票を実施して決定を採択することができる。書面投票を実施する旨の決定は小委員会委員長が下す。

書面投票を実施する旨の決定が下された場合、小委員会委員は必ず、書面投票に付される議題に関する意見を署名で提出することができる期限を明記した通知を受けるものとする。

書面投票を実施する場合、決定はこの投票に参加した小委員会委員の全員一致で採択される。この場合、書面投票に参加した小委員会委員の人数は全委員の半分以上でなければならない。書面投票に付された議題に関する全員一致の決定が得られなかった場合、本件に関する決定は本規程第8項に定める手順により、小委員会委員の会議で採択される。

書面投票で採択された決定は書面投票の実施日から10労働日以内に議事録にまとめられて、当該の小委員会会議で議長を務めた者が署名し、署名日から5労働日以内に経済発展・統合政府委員会委員長による承認のために送付される。

10. 小委員会は小委員会に課せられた任務を遂行するために以下を行うことができる：

a) 所定の手順により、連邦行政機関および関係団体の代表者、ならびに小委員会での審議に付される問題の詳細な検討のために専門家を小委員会の業務に参加させること；

b) 小委員会の権限の範疇にある問題について、小委員会の会議で連邦行政機関および関連団体の代表者に聴取すること；

c) 小委員会の決定の履行状況の監督を行うこと。

11) 小委員会の活動の情報・分析支援および組織・技術的支援は管轄機関が実施する。

2024年3月27日付  
ロシア連邦政府決定第380号により

承認

経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための  
発明、実用新案および工業意匠の使用問題に関する小委員会による、発明、実用新案および工業意匠を  
特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、  
同保有者に相応の補償金を支払うことに関する決定作成の

### 規則

1. 本規則は経済発展・統合政府委員会附属ロシア連邦の経済安全保障のための発明、実用新案および工業意匠の使用問題に関する小委員会（以下、小委員会）が発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うことに関する決定（以下、知的活動の成果の利用に関する決定）を作成する手順を定める。

2. 知的活動の成果の利用に関する決定を作成するために、ロシア法人（その定款（拠出）資本へのロシア連邦、ロシア連邦構成主体、ロシア連邦の自治体および（または）市民の直接的または間接的（第三者経由）出資比率が75%以上のもの）によって、発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うことに関する申請書（以下、申請書）が提出される。

3. 申請書には以下が含まれる：

a) 申請人の正式名称および（または）略称（ある場合）を含む、申請人に関する情報、申請人の連絡先情報（申請人の電話番号、電子メールアドレス（ある場合））、また、申請人が本規則第2項に記載した要求に適合していることを証明する情報；

b) 発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うことに関する申し入れ；

c) 発明、実用新案、工業意匠の特許番号、発明、実用新案、工業意匠の名称、発明、実用新案、工業意匠に対する排他的権利の有効期間の満了日、これらの権利を証明する特許の有効期間の満了日を含む、その作成が提案されている知的活動の成果の利用に関する決定の対象である（1件または数件の）発明、実用新案、工業意匠に関する情報；

d) 自然人の姓、名、父称、居住地の住所、居住地住所の国のコード番号、または法人の正式名称、所在地住所、所在地内の住所の国のコード番号を含む、発明、実用新案、工業意匠の特許権保有者（特許権保有者達）に関する情報；

e) 発明、実用新案、工業意匠を既定の慣行に沿った条件で利用する権利の供与に関する、申請人から特許権保有者への申し入れについての情報、および特許権保有者からこうした利用権利の供与を拒否する旨の回答を受け取ったことについて、または30日以内に特許権保有者からの返答を受け取らなかったことについての情報；

f) 発明、実用新案、工業意匠を利用するための経済的および生産的能力が存在する旨の情報、こうした

利用の権利上の制約（関連する知的所有権対象物の使用権が存在しないことに係わる制約を除く）が存在しないことに関する、自由な形式で提供される情報；

g) 発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うという決定を、国家の防衛および安全保障に係わる切実な必要がある場合にロシア連邦民法第1360条にもとづいてロシア連邦政府が採択した場合に、申請人が特許権保有者に対して補償金を支払うという申請人の義務についての情報；

h) 申請人が申請された発明、実用新案および工業意匠を利用して生産（履行、提供）することを計画している商品（役務、サービス）に関する情報、および予定される価格設定に関する情報。

4. 申請書には以下の資料が添付される：

申請書の提出日時時点で有効な統一国家法人登記簿抄本（抄本の写し）；

申請人の法人設立文書の写し；

本規則の第3項（a）、（e）～（h）号にしたがって申請書に記載された情報を証明する文書（文書の写し）；

5. 申請書は申請人によって電子形式または書面にてロシア連邦経済発展省（以下、管轄機関）に提出される。申請書には登録番号が付与され、登録日が記録される。

6. 申請書を受領後、管轄機関は申請書の書類一式が揃っていることを確認する。

7. 管轄機関が申請書を審査のために受理しない事由は以下の通りである：

a) 書類一式が揃っていないこと；

b) 本規則の第3項（a）、（e）～（h）号に記載された情報がないこと；

c) 申請書に下品な、または侮辱的な表現、役職者およびその家族の生命、健康および財産への脅迫が存在すること；

d) 申請書のテキストが判読不能であること；

8. 本規則第7項に定める場合には、申請者に対して、申請書の登録日から5労働日以内に理由を明記した上で申請書の審査のための受理を拒否する旨の通知が送付される。

申請人は、申請書の審査のための受理が拒否される事由が解消された後、資料を添付した上で申請書を再提出することができる。

9. 申請書の審査のための受理が拒否される事由が存在しない場合、管轄機関は申請書の登録日から5労働日以内に申請書および添付資料の写しを審査のために以下に送付する：

ロシア連邦産業商業省；

連邦特許庁；

連邦反独占庁；

特許権保有者の同意を得ることなく、発明、実用新案および工業意匠を使用することが想定される産業分野がその管轄範囲に含まれる連邦行政機関。

10. 本規則第9項に記載された連邦行政諸機関は、管轄機関から申請書およびその添付資料を受領した日から20労働日以内に知的活動の成果の利用に関する決定を支持できるか否かの提案を内容とする結論書を作成する。

ロシア連邦産業商業省はその結論書で、提出された申請書の対象である発明、実用新案および工業意匠を利用する経済的・生産的能力を申請人が有する旨の情報、ロシア市場に発明、実用新案および工業意匠が使用された商品が存在することについての情報、代用商品が存在することについての情報などを示す。

連邦特許庁はその結論書で、提出された申請書の対象である発明、実用新案および工業意匠の法的保護期間に関する情報、申請人が申請した商品の生産、役務の履行、サービスの提供にとってそれらが十分であることに関する情報などを示す。

連邦反独占庁はその結論書で、知的活動の成果の利用に関して下されうる決定が、関連商品市場での競争状態に与える影響を評価（情報が十分にある場合）するほか、申請人が本規則第2項に記載した要求に適合していることを証明する情報を示し、また、発明、実用新案および工業意匠が製薬分野で利用されると想定される場合において、計画される価格形成に対する自らの立場を示す。

本規則第9項第5段落に記載された連邦行政機関はその結論書において、申請人が指摘した発明、実用新案および工業意匠を申請人が提案した方法で利用することが当該分野では重要であることについての情報などを示す。

11. 管轄機関は本規則第10項に記載された結論書の受領後10日以内に、知的活動の成果の利用に関する決定を支持できるか否かについての問題に係わる提案などを内容とする管轄機関の結論書を作成する。

12. 本規則の第10項および第11項に記載された結論書のうち、知的活動の成果の利用に関する決定を支持できるとの提案が示されているものが半数を超えている場合、管轄機関は本規則の第11項に記載されている結論書が作成された日から5労働日以内に、知的活動の成果の利用に関する決定の草案を作成し、それには、発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うという、国家の防衛および安全保障に係わる切実な必要がある場合にロシア連邦民法第1360条にもとづいてロシア連邦政府によって採択されるべき、ロシア連邦政府の決定の草案が添付される。

本項の第1段落に記載された決定草案、申請書および添付資料、本規則第10項および第11項に記載された結論書は小委員会に送付される。

本規則の第10項および第11項に記載された結論書のうち、知的活動の成果の利用に関する決定を支持できるとの提案が示されているものが半分に満たない場合、管轄機関は本規則の第11項に記載されている結論書が作成された日から5労働日以内に、本規則の第10項に記載された、結論書を提出した連邦行政機関、小委員会委員および申請人に対して、知的活動の成果の利用に関して提案される決定を支持できない旨について、および、当該の問題を小委員会での審議に付す予定がないことについて通告する。

13. 本規則の第12項第2段落にしたがって管轄機関が提出した資料にもとづき、小委員会は知的活動の成果の利用に関する決定を作成する。

14. 本規則の第10項および第11項に記載された結論書の本規則に定める作成期限は、該当する連邦行政機関の要請にもとづき、小委員会委員長の決定によって、30日間の範囲内で延長することができる。

2024年3月27日付  
ロシア連邦政府決定第380号により  
承認

ロシア連邦政府諸文書に加えられる  
変更

1. 2009年12月30日付ロシア連邦政府決定第1166号「経済発展および統合政府委員会について」（ロシア連邦法令集、2010、No.3、掲載番号303；2011、No.17、掲載番号2412；2012、No.6、掲載番号673；2016、No.34、掲載番号5256；2017、No.15、掲載番号2188；2018、No.50、掲載番号7750；2020、No.3、掲載番号254；No.10、掲載番号1344；No.32、掲載番号5296、掲載番号5307；2021、No.43、掲載番号7253；2023、No.9、掲載番号1517）で承認された経済発展および統合政府委員会に関する規程において：

- a) 第3項第1号および第3号において「ロシア連邦構成主体の行政権力機関」という文言を「ロシア連邦構成主体の行政機関」という文言に差し替える；
- b) 第8項に以下を内容とする第12号を追加する：

「12) 発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用し、その旨を最短期間で同保有者に通告し、同保有者に相応の補償金を支払うことに関する決定の作成」；

- c) 第9項第2段落に「それについての規程がロシア連邦政府によって承認される、ロシア連邦の経済的安全性を確保するために発明、実用新案および工業意匠を使用する問題に関する小委員会を除く」という文言を追加する；

- d) 第10項の「ロシア連邦構成主体の行政権力機関」という文言を「ロシア連邦構成主体の行政機関」という文言に差し替える；

- e) 第20項に以下を内容とする段落を追加する：

「ロシア連邦の経済的安全性を確保するために発明、実用新案および工業意匠を使用する問題に関する小委員会への組織的・技術的支援はロシア連邦経済発展省によって実施される。」。

2. 2021年10月18日付ロシア連邦政府決定第1767号「発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用する決定を採択した際に特許権保有者に支払われる補償金の金額およびその支払手順を決定する方法の承認について」（ロシア連邦法令集、2021、No.43、掲載番号7265；2022、No.11、掲載番号1693）によって承認された、発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用する決定を採択した際に特許権保有者に支払われる補償金の金額およびその支払手順を決定する方法において：

- a) 第2項の第2段落を失効したものとみなす；
- b) 第6項に以下を内容とする段落を追加する：

「アメリカ合衆国およびそれに加わった外国国家および国際機関の非友好的な行動に関連して、商品の生産、役務の履行およびサービスの提供のために発明、実用新案および工業意匠を特許権保有者の同意を得ることなく使用したことに対する補償金を支払う場合は、商品の生産、役務の履行およびサービスの提供のために発明、実用新案および工業意匠を使用する権利を特許権保有者の同意を得ることなく行使した者は、ロシア連邦領内において当該商品の販売、役務の履行およびサービスの提供に対する代金を実際に受領した

暦年が終了した日から30日以内に、補償金の支払いのために必要な金銭を（O）タイプの特別ルーブル建て口座に入金する。」。